

意見募集の結果について

～ 主な論点・提出者の観点から～

平成24年6月5日

事務局

1. 新たなワイヤレスシステムの迅速な導入・普及のための課題等

(1) ワイヤレス給電システムについて

【背景等】

- 世界的なエネルギー問題等に対応したスマートグリッドや持続可能な車社会の実現に向け、電気自動車や家電等でワイヤレス給電システムの急速な導入ニーズの高まり。
- ワイヤレス給電システムの早期実用化・普及のための技術基準や認証のあり方が課題。

主な論点		主な意見	提出者
規律	技術基準等の策定・許可手続の簡略化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用できる周波数帯の明確化 ➤ 高周波利用設備と通信の併用を考慮した規格の策定(微弱無線局の規定値の緩和) ➤ 技術基準、電波防護指針、安全基準、測定方法等の明確化 ➤ 技術基準適合等の確認を一定の能力を有する試験所が行う制度整備など認証方法の明確化 ➤ 設備設置手続の簡略化(型式確認や型式指定など) ➤ 研究開発段階での許可要件の緩和(届出制など) 	自動車メーカー(2) 通信機器メーカー(4) その他メーカー(3) 業界団体(1) その他団体(2) 登録証明機関(1) 個人(1)
技術等	技術開発の推進・実証実験等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 実験局として積極的に運用する場の提供 ➤ 年齢や性別、気象条件等に関係なく、迅速・容易な充電 ➤ 給電可能な距離を伸ばす必要 	その他メーカー(1) その他団体(1) 個人(1)
市場等	国内検討体制の整備・普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 早期の検討体制整備 ➤ 官公庁の積極導入による利便性のアピール等 	その他団体(1) 個人(1)
国際	国際協調の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国際標準化など国際協調をリードする諸外国との調整が必要 	自動車メーカー(1) 通信機器メーカー(1) 業界団体(1) その他団体(2) 個人(1)

(2) 無線機能内蔵の家電について

【背景等】

- 近年の集積化技術等の急速な進展により、無線設備のモジュール化、チップ化が進み、従来想定されなかった機器等に組み込まれるようになったため、従来の制度の適用が難しくなったり、製品の市場投入や海外展開において支障がでる恐れ。
- 無線機能内蔵の家電等の市場展開を加速するため、無線設備の技術基準、認証を含む規律のあり方の検討が必要。

	主な論点	主な意見	提出者
規律	技術基準・認証手続の簡略化等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 技術基準の簡素化・国際規格策定段階での素早い技術基準化 ➤ ソフトウェア無線など出荷時に搭載していない新たな無線規格を現場で登録する規律の在り方等の検討 ➤ 放射試験に適した技術基準等の策定 ➤ 技術基準適合自己確認制度の対象種別拡大と重要無線通信を行う無線設備等の扱いへの慎重な対応 ➤ モジュール状の小規模無線設備に係る認証制度の整備 ➤ 微弱無線機器の技術基準への第三者による適合性確認の導入 ➤ 表示制度の更なる簡素化の検討 	通信機器メーカー(3) 登録証明機関(1)
技術等	技術開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 簡単な操作性を確保すべき 	個人(1)
市場等	新たな施策の検討・普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 非効率な公衆無線LANを事業者共用するなど電波有効利用を促進する新たな規律・施策が必要 ➤ 健康被害について説明 	業界団体(1) 個人(1)
国際	国際協調の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「国際共通化」のための周波数の追加割当等 	通信機器メーカー(1)

(3) その他システムについて

対象システム	主な意見	提出者
携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 携帯電話システムは、限られた周波数帯でより多くの無線局を運用できるよう技術進化を続けており、増大した無線局について帯域免許制度の導入、端末の免許不要化、基地局の包括免許化等 ➤ 海外では、携帯電話の部材を再利用(リユース)しながら修理・再生端末を流通させるエコシステムがあり、利用者は、品質がある程度維持された低コストの再生品を利用可能となるよう、第三者による携帯電話の修理再生に向けた検討 	通信事業者(5) その他団体(1)
無線LAN	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公衆無線LANは電波の有効利用がされてなく、事業者設備を共同利用する等の規律や施策が必要 	業界団体(1)
異なるシステム間	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今後、周波数利用が稠密となり、同一周波数を複数の無線システムで共用する利用形態や利用者端末が個々の利用環境に応じて最適な無線ネットワークを自由に選択する利用形態が想定され、衛星通信ネットワークと携帯電話ネットワークなど異なる業務間の相互の直接通信のための制度整備 	通信事業者(1)
アマチュア無線	<ul style="list-style-type: none"> ➤ アマチュア局は周波数帯が幾つも分断され、それぞれ使用する帯域毎に、周波数の追加や空中線電力の変更が必要なため無線局の申請手続きが煩雑であり、より一層の申請手続きの簡素・合理化 	業界団体(1)

2. ワイヤレスシステムを取り巻く電波利用環境の保護のための方策等

【背景等】

- 新たなシステムの普及や無線局数の増大等に伴い、電波利用環境の保護のために必要となる規律やそのあり方が課題
- 例えば、漏洩電波による有害な混信を与えるおそれのある各種設備への対応や、技術基準への適合性が確認されないまま流通する無線設備への対応等。

主な論点		主な意見	提出者
規律	漏洩電波等に対応した技術基準の策定等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 技術基準のないテレビ等受信専用機器及びその誤った施工等による漏洩電波が、他の無線局に有害な混信を与える事例が多数発生。これらの技術基準等の策定、受信機器の耐干渉性能の向上等が必要 ➤ IT機器、各種設備のインバーター、LED照明等から発生する電波雑音がAM放送受信の難聴地域拡大等の一つの要因。家電も含めあらゆる機器に対して不要電波の適切な抑制規律が電波の有効利用に必要 ➤ 小規模製造メーカー等が基準適合性を確認する測定環境がない、自己確認制である、市場監視が不十分等により、基準不適合の微弱無線機器が市場に大量に存在し、一部が重要無線通信に妨害。技術基準の見直し等の検討が必要。 	通信事業者(6) 放送事業者(3) 登録証明機関(1) 業界団体(1)
	技術基準不適合機器の流通への対応	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 有害な機器(認証マークのない機器、旧仕様の機器、微弱の範囲を超えた機器等)を製造、販売、流通させない措置として、輸入、インターネット規制を含む販売規制、市場監視、罰則強化が必要 ➤ 不適合品への対処として、立入検査、製品押収等の執行権限が必要 	通信事業者(2) 放送事業者(1) 通信機器メーカー(1) 登録証明機関(1) 業界団体(1)
	違法無線局の取締りの強化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 違法設備の取り締まりと罰則を強化すべき 	通信事業者(1) 通信機器メーカー(1) 個人(1)

2. ワイヤレスシステムを取り巻く電波利用環境の保護のための方策等

主な論点		主な意見	提出者
市場等	国内体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消費者の申告等に基づく実態調査の実施 ➤ 国が認定する電波環境保護官を設け、官民共同での不法電波の取締まり体制の検討 ➤ 基準認証制度の順守の観点を踏まえた検討の場(機関)を常時設ける必要 	通信事業者(3) 通信機器メーカー(1) 個人(1)
	普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電波環境保護等のための基礎知識セミナー等の周知啓発活動の拡大 	通信事業者(1) 個人(1)
国際	国際協調の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 欧米で導入されているような、受信のみの機器であっても規格を制定し、これを満足しない製品は市場に流通できない規律の導入について検討すべき 	通信事業者(1)

3. ワイヤレスシステムの高度化・普及促進に係る施策への電波利用料の活用

(1) 防災、安全・安心等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進について

【背景等】

- 東日本大震災等の大規模災害を踏まえ、防災行政無線、消防救急無線、公共ブロードバンド無線システム等の自営系・公共系無線システムの重要性が再認識。
- 一方、地方自治体の予算等の問題から、周波数の有効利用を実現するデジタル化は思うように進んでいない状況。(防災行政無線:約26.1%、消防・救急無線:約11.6%)

主な論点	主な意見	提出者
利用料を活用すべき 【具体的な提案システム】	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 防災、安全・安心等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化を推進するために電波利用料を活用すべき 防災行政無線、消防救急無線、タクシー無線、地上/衛星共用携帯電話 等	地方自治体(3) 通信事業者(1) 放送事業者(1) CATV事業者(1) 通信機器メーカー(6) 個人(2)
慎重に検討すべき	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電波利用共益事務の性格を踏まえるべき ➤ 一部事業者の支援となり、競争を阻害することのないようにすべき 	通信事業者(2) 放送事業者(1)
利用料を活用すべきでない	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電波利用料は電波環境の維持に使われるべき。自助努力で運営されるべき ➤ 電波利用料は電波の管理費用に限定し、その他の費用は電波の利用者からの徴収ではなく、一般財源から賄うべき 	通信事業者(2) 個人(2)

(2) 基礎研究、実用化支援や国際標準化の一層の推進に向けた活動について

【背景等】

- 無線通信トラヒックの急速な増加等に伴う周波数ひっ迫対策や、我が国の国際競争力の強化等の観点から、新たなワイヤレスシステムの導入・普及展開に向けた基礎研究から実用化、国際展開までの各段階での取り組みの強化・加速化が重要。
- 一方、電波利用料の用途は電波法に限定列挙され、研究開発の対象は、周波数の有効利用に関する「おおむね5年以内に開発すべき技術であって、技術基準の策定に向けたものに限定されているところ。

主な論点	主な意見	提出者
利用料を活用すべき	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基礎研究や開発後の無線システムの実用化支援、国際標準化等の推進に活用すべき ➤ 新ワイヤレスシステム開発に関する国家プロジェクトを推進すべき 	放送事業者(2) 通信事業者(1) 通信機器メーカー(5) 業界団体(1) その他団体(1) 個人(3)
【具体的な提案分野】	新たな無線伝送方式・信号処理技術、セキュリティ対策技術、防災・公共・安全安心分野、国際標準化活動・規格提案活動 等	
慎重に検討すべき	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国と民間の役割分担や利用料充当の可否について国民の理解を得た上で活用すべき ➤ 効率化を図り、免許人の負担が現状以下となる範囲であれば賛成 ➤ 一部事業者の支援となり、競争を阻害することのないようにすべき 	通信事業者(2) 自動車メーカー(1)

(3) その他電波利用料を活用すべき施策

主な論点	主な意見	提出者
利用料を活用すべき	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 技適・認証に必要な試験システムの開発 ➤ 無線設備の市場調査 	登録証明機関(1)
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 安全安心や高齢者利用などリテラシー向上への活用 ➤ 教育、情報関係の授業に対する支援 	通信機器メーカー(1) 個人(2)

4. 電波利用料制度に関する課題

【背景等】

- 電波利用料は、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用をその受益者である無線局の免許人が公平に分担する、いわゆる電波の共益費用との位置づけで、その用途が電波法に規定。
- 一方、平成23年11月の提言型政策仕分けでは、「ほぼ全ての国民が携帯を持っている以上もはや税金であり、一般財源化すべき」、「非効率な支出を徹底的に精査すべき」等の指摘があり、「将来的な一般財源化を含め、用途を拡大する方向で検討すべき」と提言。

(1) 電波利用料支出の一層の効率化を図るための方策

主な論点	主な意見	提出者
意見聴取・評価制度の導入	➤ 免許人等からの意見聴取や評価の仕組みについて検討すべき	通信事業者(1)
支出の精査	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 既存用途について、支出の実績を踏まえ必要性を見直す必要 ➤ 支出を精査し、予算規模を抑制すべき 	通信事業者(4) 放送事業者(2)

(2) 将来的な一般財源化を含む用途拡大の考え方

主な論点	主な意見	提出者
一般財源化に賛成	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 税金に改め、より広い用途に支出できるよう一般財源化すべき ➤ 一般財源化により不要な支出が無くなるのであれば、賛成 	個人(4)
一般財源化に反対	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電波利用共益費の性格を維持し、一般財源化すべきでない。 ➤ 電波利用料は携帯電話事業者以外の免許人も負担していることを考慮すべき 	通信事業者(4) 放送事業者(3) 通信機器メーカー(1) 個人(2)
用途拡大は限定的であるべき	➤ 用途拡大は、電波利用共益費用への適合性を精査すべき。歳出削減を意識し、用途は抑制的に検討すべき	通信事業者(2) 放送事業者(2)
その他	➤ 電波利用料は電波の管理費用に限定し、その他の費用は電波利用者から徴収せず、一般財源から賄うべき	通信事業者(3)

(3) 電波利用料額の算定方法等の考え方

【背景等】

- 電波利用料の料額は、電波利用共益事務を実施するために必要な年間の歳出総額を、各無線システムの使用帯域に応じて負担する部分(a群)と、無線局数に応じて均等に負担する部分(b群)に分類し、無線局毎にそれぞれの負担額を算定し、その結果を足し合わせたものが個々の無線局の負担額となっている。
- 携帯電話等、一定の周波数を広域において専用する(「広域専用電波」を使用する)無線システムについては、電波1MHz当たりの電波利用料(約9,500万円/MHz)と、各無線局毎の電波利用料(200円/局)を負担。

主な論点	主な意見	提出者
電波利用料額の算定方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 広域専用電波を使用する無線システム等について、無線局単位で課金する制度では、無線局数に応じ負担が増大するため、帯域利用料のみを負担する仕組みを検討すべき ➤ 放送事業者の電波利用料の算定に適用されている係数を見直し、周波数幅に応じた電波利用料を払うべき ➤ 現在の広域専用電波の料額は小規模事業者に不利な制度であり、売上額に対応して段階的な料額設定を行うなど、公正競争に配慮した制度とすべき ➤ 周波数利用効率を考慮するなど、電波利用料の算定方法の更なる見直し 	通信事業者(6) 通信機器メーカー(1)
予算規模の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 歳出抑制を行い、料額の算定に反映すべき 	通信事業者(2) 放送事業者(2)

5. 周波数再編の強化のための方策

(1) 電波の利用状況調査の見直しについて

【背景等】

- 電波の利用状況調査は、電波法の規定により周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するために行う調査であるが、平成24年度に制度施行後10年を迎え、法定の見直しを行う必要。

主な論点		主な意見	提出者
積極的 に見直 すべき	調査の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 調査周期を短縮 ➤ 目的に応じた運用状況や有効利用の状況を詳細に把握 ➤ 「数」以外の客観的な電波の有効利用の評価基準を策定 	通信事業者(4) CATV事業者(1) その他団体(1) 個人(3)
	積極的な情報公表	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用状況の見える化、国の保有する無線局データベースの開放 	通信事業者(3)
見直しに消極的		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現行調査は妥当との考えや、見直しによる対応事務の負担増の懸念から、調査内容について現状維持又は簡素化 ➤ 定期的な電波利用状況調査を完全自動化 	通信事業者(3) 放送事業者(3) 個人(2)

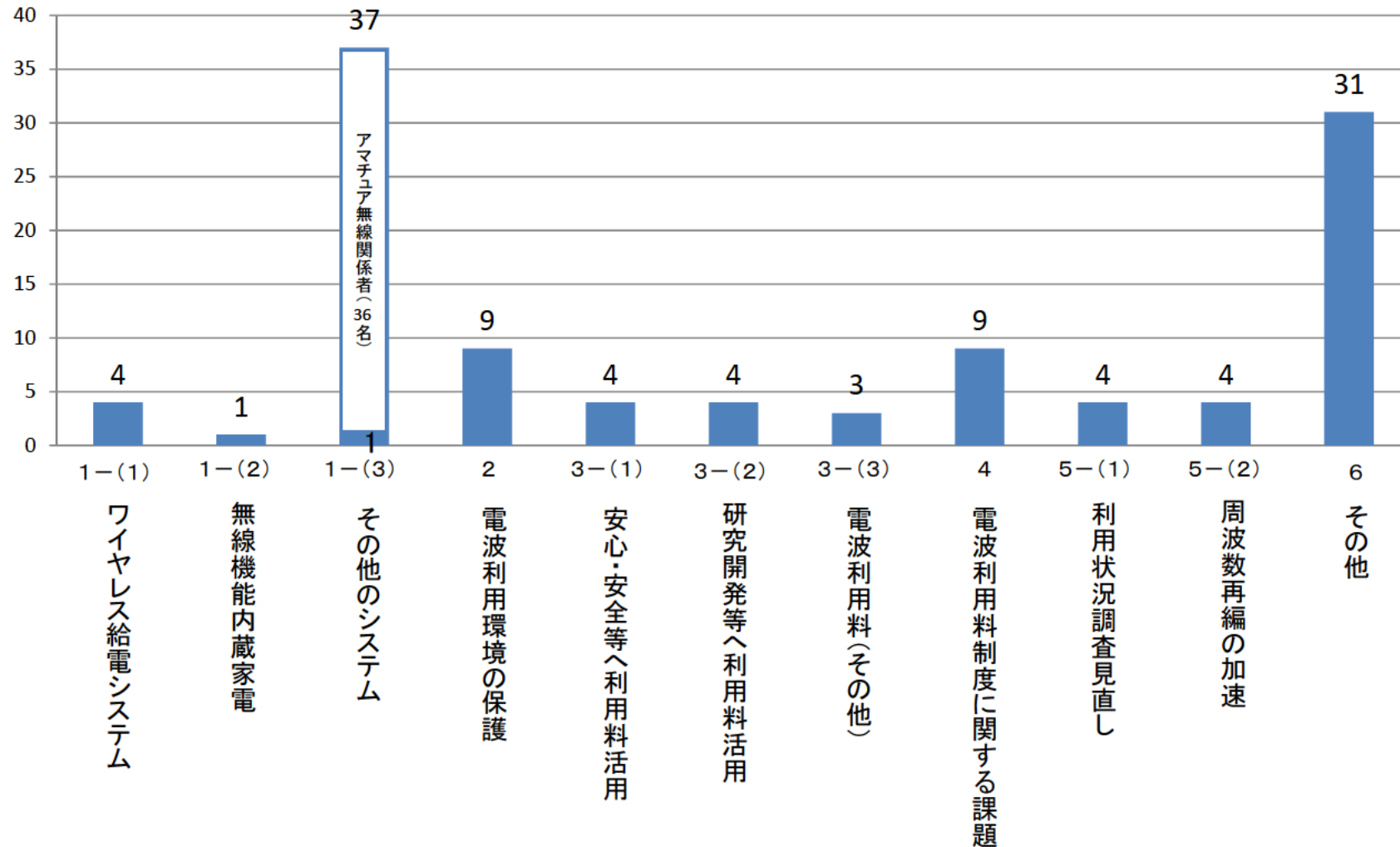
(2) 周波数再編を加速する方策について

【背景等】

- 増大し続ける電波利用ニーズに迅速かつ適切に対応するためには、周波数利用の効率化による新たな帯域の確保や周波数移行を促進するなどの方策により、周波数再編を加速させる検討が必要。

主な論点		主な意見	提出者
再編を加速するために新たな仕組みを導入すべきとする意見	移行促進措置	➤ 新たな移行促進措置の策定(国による既存利用者の移行代替)	通信機器メーカー(1)
	免許(登録)制度	➤ ISMバンド以外の免許不要局の登録制度の導入 ➤ すべての無線局(含む免許不要局)への有効期限の設定	通信事業者(2)
	電波利用料	➤ 現利用者が自己表明した補償金に比例する「電波使用料」の導入 ➤ 電波利用料の算定手法の見直し(例えば周波数利用効率の考慮)	通信機器メーカー(1) 個人(1)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電波政策と市場競争の観点で政策全体を評価し、競争政策として電波の割当を位置づけ、第3世代用に割当てた周波数の大胆な再配分を検討 ➤ 地上アナログ放送の旧ガードバンドの有効活用 ➤ 死蔵周波数削減のためのガードバンドの圧縮化 ➤ 地デジ帯域のさらなるリパック(上限を710MHzから698MHzへ) ➤ MVNOの活用やサービス統合による効率化 ➤ 自営通信網のデジタル化の推進 ➤ 周波数プランの長期的策定及び早期提示 ➤ センサーネットワーク用の低周波数帯(280, 400MHz帯)の確保 ➤ ホワイトスペースの地理的な分布の早期調査及び公開 ➤ 多目的に使える世界標準システムの採用及びそのための周波数帯の確保 ➤ 周波数再編ありきではなく、現行の周波数割当における電波有効利用の推進や電波利用環境の向上 	通信事業者(1) 放送事業者(3) CATV事業者(1) 通信機器メーカー(4) その他団体(1) 個人(3)	

(参考) 個人からの意見の傾向



※1 47者(80名:1者から複数項目回答)。主な意見は別紙参照

※2 「その他のシステム」については、アマチュア無線の周波数割当等に関して、内容がほぼ同一の意見が36名から提出。

※3 「その他」については、意見募集対象に限らず電波利用等に関する多様な意見が提出されている。

個人からの主な意見（一部再掲）

論 点		主な意見
1. 新たなワイヤレスシステムの迅速な導入・普及のための課題等	(1)ワイヤレス給電システム	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ワイヤレス給電距離の拡大 ➢ 健康被害について説明 ➢ 制度整備がされていないことが問題
	(2)無線機能内蔵の家電	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 簡単な操作性の確保 ➢ 健康被害について説明
	(3)その他システム	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 官公庁が積極的に導入をし、利用者に対して利便性をもっと強くアピール ➢ アマチュア局は周波数帯が幾つも分断され、利用者が非常に使いにくい状況
2. 電波利用環境の保護のための方策等		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 有害な混信や技術基準への適合性が確認されないままの流通が問題 ➢ 漏洩電波を定期的に計測できる仕組みづくりが必要 ➢ 海外違法電波による混信(アマチュア局)
3. ワイヤレスシステムの高度化・普及促進に係る施策への電波利用料の活用	(1)防災等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 安心・安全のためのデジタル化や業界の振興に活用するのは逆効果 ➢ 防災、安全・安心等の自営系・公共系システムに活用
	(2)研究開発等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 基礎研究や実用化支援はすべき
	(3)その他の利用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 電波環境の維持に活用すべき ➢ どこでも携帯電話が利用できるしくみに活用
4. 電波利用料制度に関する課題		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 電波利用料は一般会計予算とすべき ➢ より広い用途に支出できるよう制度を見直すべき ➢ 一般財源化に反対であり、電波の有効活用に使うべき
5. 周波数再編の強化のための方策	(1)利用状況調査の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 調査周期の短縮が必要 ➢ 定期的な電波利用状況調査の完全自動化
	(2)周波数再編の加速方策	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現利用者が自己表明した補償金に比例する「電波使用料」の導入 ➢ 周波数再編ありきではなく、電波利用環境の向上こそが有効活用
6. その他		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民が放送できるパブリックアクセスの仕組み ➢ ラジオ局・市民ラジオ局の増設 ➢ メディアリテラシーの向上、電波利用環境の基礎知識の周知啓発活動